

被扶養者の認定・取消の届出を忘れずに!

卒業や就職、退職等により、被扶養者の認定・取消の手続きが必要となる方は、次の書類を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

被扶養者の取消 (被扶養者の就職の場合)

次の場合は認定取消となります。

- ①就職先の健康保険が適用になる場合
- ②試用期間中や非正規社員等で、健康保険の適用外であっても、月額108,334円(各種控除前で交通費等を含む総収入)以上の所得が恒常的に見込まれる場合
- ③月途中の就職など初回の給与は108,334円未満であっても、以降の月は月額108,334円以上になる場合

提出書類

- ・被扶養者申告書 ※
- ・組合員被扶養者証
- ・就職日を確認できるもの(②、③の場合)
- ・国民年金第3号被保険者関係届(②、③の場合で20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

被扶養者の認定

(退職による無職・無収入の場合)

退職日の翌日から30日以内に次の書類を提出してください。

なお、30日を超えた場合は、受付日からの認定となります。

提出書類

- ・被扶養者申告書 ※
- ・家庭状況 ※
- ・認定対象者の退職証明書(パート・アルバイト等の場合)
- ・雇用保険関係書類(雇用保険の適用がある場合)
- ・国民年金第3号被保険者関係届及び基礎年金番号確認書類(20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

収入がある場合の認定については、「共済のしおり(10～20ページ)」または[こちら](#)をご覧ください。

※被扶養者申告書及び家庭状況は、[こちら](#)からダウンロードすることができます。

資格喪失後は

組合員証等の返却をお願いします

組合員証、被扶養者証等が使用できるのは、退職日までです。



- 新しい保険証が届くまで使えるだろう…
- まだ手元にあるから使えるだろう…
- 月途中だから月末まで使えるだろう…

→ 全て **X** です!!



資格喪失後に組合員証等を提示して医療機関等を受診した場合、後日、医療費等を**返還請求**します。